

日本口腔リハビリテーション学会 利益相反 (Conflict of Interest : COI) に関する細則

日本口腔リハビリテーション学会（以下「本学会」とする。）は、本学会会員などの利益相反状態（以下「COI 状態」という。）を適正に管理するため、「口腔リハビリテーション研究の利益相反 (COI) に関する細則（以下「COI 細則」という。）」を次のとおり定める。

第1条 学術集会などにおける発表者の COI 自己申告と開示

第1項 本学会の会員、非会員の別を問わず、本学会が主催する学術大会や教育研修会などで口腔リハビリテーションに関する研究の発表に際し、また本学会に研究倫理審査申請をする場合、発表者は全員（配偶者、一親等の家族、収入・財産を共有する者も含める）、COI 指針ならびに本細則第4条の基準に従い、当該研究及び発表に関連する企業・法人組織や営利を目的とした団体（以下「企業・組織や団体」という。）との経済的な関係について、過去1年間における COI 状態の有無を、抄録登録時に**様式1**により自己申告しなければならない。

第2項 学会等筆頭発表者は、発表者全員の COI 状態を取りまとめて自己申告書に記載し、記載内容について責任を負うことが求められる。また、筆頭発表者は、該当する COI 状態について、口演発表の場合は最初あるいは2枚目のスライドに、ポスター発表の場合はポスター最下段に、**様式2**により開示するものとする。

第3項 COI 自己申告に関わる口腔リハビリテーション研究とは、COI 指針序文に定義される産学連携による研究であって、特に人間を対象とするものには、個人を特定できる人間由来の試料及びデータの研究も含み、研究の実施においては厚生労働省の「臨床研究に関する倫理指針」に定めるところによるものとする。

第2条 学会誌への論文投稿者の COI 自己申告と開示

第1項 本学会の会員、非会員を問わず、日本口腔リハビリテーション学会雑誌において研究の成果を発表する場合、著者は全員（配偶者、一親等の家族、収入・財産を共有する者も含める）、COI 指針ならびに本細則第4条の基準に従い、当該研究に関わる企業・組織や団体との経済的な関係について、論文投稿時に**様式1**により自己申告し、**様式3**の書式で論文に開示しなければならない。

第2項 筆頭著者は、著者全員の当該研究に関わる COI 状態を取りまとめて自己申告書（様式1）に記載し、その内容について責任を負うことが求められる。

る。また、該当する COI 状態については、論文末尾の引用文献の前に記載し、開示するものとする。なお、投稿論文に関わる COI 状態がない場合も、「本論文に関して、開示すべき利益相反状態は無い。」など記載する。

第3条 役員、委員長、委員の COI 自己申告

第1項 本学会の役員（理事長、理事、および監事）、学術大会大会長、各種常置委員会ならびに研究委員会の委員長および委員はその就任時に COI 自己申告書を倫理委員会へ提出しなければならない。なお、申告すべき COI 状態は、本学会が行う事業に関連する企業・組織や団体に関わるものに限定する。

第2項 役員などは、COI 指針ならびに本細則第4条の基準に従い、就任時から遡って過去1年間における COI 状態を様式4により自己申告しなければならない。なお、自己申告書にはその申告対象期間を明記し、在任中に新たな COI 状態が発生した場合には、発生後2か月以内に COI 自己申告書を倫理委員会へ提出するものとする。

第4条 COI 自己申告の基準

第1項 対象者が申告すべき項目

1. 研究に関連する企業・法人組織、営利を目的とする団体の役員、顧問、コンサルタントで一定額以上の年間収入（*下段参照）
2. 研究に関連する企業の株・証券等の保有、企業については、未公開であっても（新株予約権を含めて）保有している場合は該当
3. 企業・法人組織、営利を目的とする団体からの特許権等の年間一定額以上の使用料
4. 企業・法人組織、営利を目的とする団体から、会議の出席(発表)に対し該当者を拘束した時間・労力に対して支払われた年間一定額以上の日当(講演料・謝礼金等)
5. 企業・法人組織、営利を目的とする団体が刊行物、パンフレット、ウェブサイト等の執筆に対して支払った年間一定額以上の原稿料
6. 企業・法人組織、営利を目的とする団体が提供する年間一定額以上の研究費(臨床試験、受託研究、共同研究、寄付金等)
7. 企業・法人組織、営利を目的とする団体が提供する寄付講座に所属あるいは兼任
8. 企業・法人組織、営利を目的とする団体が提供する、上記以外の旅費(学会参加等)や贈答品等その他の贈与（**下段参照）
9. 兼任・非常勤であっても企業に所属している場合は必ず申告
10. 企業・法人組織、営利を目的とする団体に所属する人員・設備・施

設が、研究遂行に提供された場合は必ず申告

第2項 COI 自己申告が必要となる金額などの基準は、以下のとおりとする。

1. 産学連携活動の相手先との関係（株式（公開・未公開を問わない）、出資金、ストックオプション、受益権等）について報告を求める。
 - (1) 企業・団体からの収入（診療報酬を除く）について、年間の合計金額が同一組織から100万円を超える場合。
 - (2) 産学連携活動にかかる受入れ額（申請研究に係るもので、申告者又はその所属分野が関与した共同研究、受託研究、コンソーシアム、実施許諾・権利譲渡、技術研修、委員等の委嘱、客員研究員・ポスドクトラルフェローの受入れ、研究助成金・奨学寄付金の受入れ、依頼試験・分析、機器の提供等を含む。）について、年間の合計受入れ額が同一組織から200万円を超える場合。
2. 企業・組織や団体から、会議の出席（発表など）に対し、申告者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）については、1つの企業・組織や団体からの総額が年間50万円以上とする。
3. 企業・組織や団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については、1つの企業・組織や団体からの総額が年間50万円以上とする。
4. その他、研究とは直接無関係な旅行、贈答品などの提供については、1つの企業・組織や団体から受けた総額が年間5万円以上とする。

第3項 前項第1号については、申告者個人もしくは申告者が所属する講座あるいは研究室に対し、該当する研究とその成果発表などに関連して、企業・組織や団体などから研究費、奨学寄付金などの提供があった場合に申告するものとする。

第5条 COI 自己申告書の取り扱い

第1項 学会発表の抄録登録時あるいは本学会誌への論文投稿時に提出されるCOI自己申告書は、提出日から2年間、理事長の監督下に事務局で厳重に保管されなければならない。

第2項 本学会の役員、各種常置委員会および研究委員会の委員長ならびに委員が就任時に提出するCOI自己申告書は、各々の任期終了日から2年間、理事長の監督下に事務局で厳重に保管されなければならない。学術大会大会長が提出したCOI自己申告書については、学術大会あるいは学術集会の終了日から2年間、同様の扱いとする。

第3項 2年間の保管期間を経過したCOI自己申告書については、理事長の

監督下に速やかに削除・廃棄する。但し、削除・廃棄することが適当でないと理事会が認めた場合には、必要な期間を定めて当該申告者の COI 自己申告書の削除・廃棄を保留できるものとする。

第4項 本学会理事長もしくは倫理委員会は、申告者の COI 状態の有無・程度を判断し、COI 管理ならびに措置などを講ずる場合、当該申告者の COI 自己申告書を随時利用できるものとする。但し、利用目的に必要な限度を超えてはならず、開示が必要とされる者以外に対しては、開示してはならない。

第5項 COI 自己申告書は、前項の場合を除き、原則として非公開とする。但し、申告者に重大な COI 状態が認められ、本学会として社会的・道義的な説明責任を果たす必要があると判断される場合、理事長は、倫理委員会の助言のもとに理事会の協議を経て、必要な範囲で COI 自己申告書の記載内容を開示もしくは公表することができる。なお、この措置に際して、開示もしくは公表の対象となる COI 自己申告書の当事者は、理事長もしくは倫理委員会に対して意見を述べることができる。

第6項 非会員から特定の会員を指名して COI 自己申告書の開示請求があった場合、理事長は当該請求の妥当性について審査し、正当な理由があると判断されるならば倫理委員会にその対応を諮問する。倫理委員会は、諮問後 30 日以内に委員会を開催し、本指針及び個人情報の保護に基づき開示請求への対応を答申するものとする。

第6条 利益相反管理委員会

当学会は利益相反管理委員会（以下 COI 委員会とする）を設置し、会員などの COI 状態が深刻な事態へと発展することを未然に防止するための COI 管理と COI 指針の違反者に対する措置などを検討する。

第7条 COI 管理と COI 指針違反者に対する措置

第1項 倫理委員会は、本学会誌への論文投稿者ならびに本学会学術集会などの発表予定者から提出された COI 自己申告書について、疑義もしくは社会的・道義的問題があると判断した場合、十分な調査を行った上で、助言・指導などにより適切に対応する。

また、既に発表された後に当該申告書について重大な問題が発生した場合、理事長は COI 委員会に事実関係の調査とその対応などを諮問する。

第2項 前項の自己申告提出者に深刻な COI 状態があり、その説明責任を果たせない場合、もしくは COI 指針違反の内容が本学会の社会的信頼性を著しく損なう場合、理事会は COI 委員会の答申に基づく審議を経て、適切な措置を講ずるものとする。

第3項 COI 委員会は、本学会の役員、各種常置委員会および研究委員会委員長及び委員から提出された COI 自己申告書について、疑義もしくは社会的・道義的問題があると判断した場合、事実関係を十分に調査した上で、助言・指導などにより適切に対応し、その結果を理事長に報告するものとする。

第4項 理事会は、COI 委員会の報告に基づき当該申告者の COI 状態に関わる問題を審議し、当該申告者に深刻な COI 状態があり、その説明責任を果たせない場合、役員、委員長及び委員に対する委嘱を撤回することができる。また、COI 指針違反の内容が本学会の社会的信頼性を著しく損なう場合、COI 委員会の答申に基づき理事会の審議を経て、適切な措置を講ずるものとする。

なお、委嘱の撤回が確定した役員、委員長及び委員に関する COI 状態の書類などは、委嘱の撤回日から 2 年間、理事長の監督下に事務局で厳重に保管されなければならない。

第8条 不服申し立て及び審査手続き

第1項 前条ならびに COI 指針に基づき、本学会事業での発表に対して違反措置の決定通知を受けた者、ならびに役員、委員長及び委員の委嘱の撤回措置を受けた者は、当該措置に不服があるとき、理事会の審議結果の通知を受けた日から 14 日以内に、理事長宛てに「不服申し立て審査請求書（以下「審査請求書」という。）」を提出し、再審査を請求することができる。

第2項 不服申し立て者は、審査請求書に当該措置の事由に対する反論・反対意見を具体的かつ簡潔に記載するものとし、COI 委員会に提示した情報に加えて、不服申し立ての根拠となる関連情報文書などを添付することができる。

第3項 理事長は、不服申し立ての審査が必要と判断した場合は、不服申し立て審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置しなければならない。審査委員会の組織・業務などは以下のとおりとする。

1. 審査委員会は、理事長が指名する委員長及び本学会会員若干名及び外部委員 1 名以上により組織する。なお、COI 委員会委員は、審査委員会委員を兼ねることはできない。
2. 審査委員会は、審査請求書の受領後 30 日以内に委員会を開催し、その審査を行う。
3. 審査委員会は、当該申し立てに関わる COI 委員会委員長あるいは不服申立者から必要に応じて意見を聴取することができる。
4. 審査委員会は、当該申し立てに関する最初の委員会開催日から 1 か月以内に答申書をまとめ、理事長に提出する。

第4項 理事会は、審査委員会の答申に基づき当該申し立てについて審議し、対応を決する。

第9条 細則の改正

本細則は、社会的要因や産学連携に関する法令の改正ならびに医療及び臨床研究に関わる諸条件の変化などに適合させる必要がある場合、COI委員会の答申に基づく理事会の議を経て改正することができる。

附 則

第1条 施行日

本細則は2014年8月10日より施行する。

第2条 役員などへの適用に関する特則

本細則施行のとき、既に本学会役員などに就任している者は、本細則を準用して速やかに所要のCOIに関わる自己申告を行うものとする。